

## 診療記録（カルテ等）の開示を希望される方へ

当院では、患者さんが自分の病気について深く理解されたうえで治療に専念していただけるように、患者さんからカルテなど診療記録の開示の希望があった場合には、治療効果への影響やプライバシーの保護等について支障が生じないことを確認したうえで開示しております。

ただし、診療記録の開示にあたっては、刑法上の守秘義務及び個人情報保護法がありますので、厳密な書類上の手続きが必要となります。

開示を希望される方は、必要な書類をご提出のうえ、手続きされるようお願いいたします。

### 1 開示を申請することができる方

- (1) 満15歳以上の患者本人
- (2) 法定代理人（親権者、後見人）
- (3) 診療契約に関する代理権が与えられている任意後見人（弁護士・保険会社等）
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族又はこれに準ずる者
- (5) 患者本人が成人で判断能力に疑義がある場合、現実には患者の世話をしている親族又はこれに準ずる者
- (6) 患者本人が死亡されている場合の遺族（配偶者、子、父母又はこれに準ずる者）

### 2 申請の手続き

- (1) 申請をされる方は、診療情報提供申請書にご記入のうえ、必要な書類を添えて、当院医事課長に提出していただきます。
- (2) 申請書を受理後は、開示しても差し支えがないか等について病院として判断をさせていただきますので、決定までの間お待ちいただきます。
- (3) 開示を行う場合は、申請をされた方本人に行うことになります。また、当日は、回答書と申請をされたときにお持ちいただいた書類を再度お持ちいただくことになります（閲覧、口頭説明の場合）。

### 3 開示できない場合

次の場合は、開示できないこと（一部開示できないこと）がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 患者さんの心身の状態や治療効果に悪影響があると予想されるとき
- (2) 紹介状など第三者から得た記録が含まれており、当該第三者の了解を得られないとき
- (3) 開示することが、患者さん及び関係者の権利利益又は生命の安全を損なうおそれのあるとき
- (4) 治療目的でない診断に関する診療記録であるとき

## 診療記録（カルテ等）開示に伴う必要書類について

- ① 診療情報提供申請書
- ② 患者本人の身分証明書（運転免許証・マイナンバー・旅券等）
- ③ 委任状または同意書（本人以外が申請する場合）
- ④ 申請者の身分証明書（弁護士等第三者が申請する場合）
- ⑤ 住民票等患者との続柄を証明できる書類（患者本人が未成年の場合）
- ⑥ 戸籍謄本（遺族が申請する場合）

※証明書及び同意書等は発行から3ヶ月以内に作成されたものに限りします。

## 開示にかかる費用

|   |                                 |        |
|---|---------------------------------|--------|
| 1 | 開示手数料                           | 5,500円 |
| 2 | コピー料（1枚につき）                     | 33円    |
| 2 | 画像データ作成料<br>（DVD-RまたはCD-R1枚につき） | 2,200円 |